



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 7 月 27 日（月曜日） 第 732 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定……………（医療政策課） 1
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障がい福祉課） 1
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称

頁

の変更（2件）……………（障がい福祉課） 1

○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在

地の変更（2件）……………（ ） 1

○保安林の指定解除の予定の通知（2件）……………（自然環境課） 2

公 告

○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（農村整備課） 2

告 示

宮崎県告示第 548号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和 8 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎市郡医師会病院	宮崎市大字有田1173番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和11年 7 月 31 日まで

宮崎県告示第 549号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
創明薬局加納店	宮崎市	薬局	令和 8 年 7 月 1 日
訪問看護ステーションバビ西都	西都市	訪問看護	令和 8 年 7 月 1 日
わがや訪問看護ステーション	宮崎市	訪問看護	令和 8 年 7 月 1 日
訪問看護ステーションめぐり	宮崎市	訪問看護	令和 8 年 7 月 1 日

宮崎県告示第 550号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う

指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
和心薬局西都みずき店	西都市	株式会社みずき薬局	和心薬局西都みずき店	令和 8 年 4 月 1 日
和心薬局清武店	宮崎市	よっぱ薬局	和心薬局清武店	令和 8 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
愛泉会宮崎医療福祉センター	日南市	愛泉会日南病院	愛泉会宮崎医療福祉センター	令和 8 年 7 月 1 日

宮崎県告示第 552号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
社会医療法人如月会訪問看護ステーション	宮崎市	宮崎市宮田町10番13号ケアステー	宮崎市宮田町7番4号如月こかげ	令和 8 年 4 月 10 日

ンこころ		ション如月 2 階	館 3 階	
訪問看護ステ ーション C a l m	宮崎市	宮崎市一の 宮町79番地	宮崎市恒久 町 3 丁目27 番地15	令和 8 年 6 月15日

宮崎県告示第 553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステ ーション C A N	宮崎市	宮崎市大字 島之内6321 －2 清田ア パート 201	宮崎市大字 芳士祝田11 07－3	令和 8 年 7 月 1 日

宮崎県告示第 554号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 7 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 延岡市浦城町1209－8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 555号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 7 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字中尾3843－66
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、鶴毛・杵木地区 2 換地区県営土地改良事業（日向市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 7 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 7 月27日から令和 8 年 8 月25日まで
- 3 縦覧場所
日向市役所農業畜産課内
- 4 その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。